

3. 重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

平成19年3月に策定された「横浜市三ツ境駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」において、「特定経路」と「準特定経路」が定められています。

特定経路 

- ・原則として、平成22年までに「交通バリアフリー法」に基づく基準等に沿った整備を実施する経路
- ・現段階において、「横浜市福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づく整備がなされており、高齢者、障害者等の円滑な移動に特に支障のない経路

準特定経路 

- ・可能な限り特定経路の整備内容に準拠しつつ、基本構想等の検討で確認された課題について、今後、補修の機会等を捉えて、バリアフリー化に向けた整備に取り組む経路

